

様式第三（第一条関係）

府、都、府、市、町、村）告示第 号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基き、次のように都（道、  
 府、市、町、村）道路線変更に関する告示  
 その関係図面は、道において一般の縦覧に供する。  
 年 月 日

都道府県知事（市町村長）

整理番号			旧新別	路線名	起点終点	重要な経過地

註。重要な経過地の旧欄中変更部分には側線を附し、新欄には変更した事項のみを記載すること。